

甲州市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

甲州市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップ	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

甲州市教育委員会（以下「市教委」という。）では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条に規定する指針に基づき、市教委がサービスを監督する法第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康福祉の確保を図るために、「甲州市教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において、時間外在校等時間の上限を定め、適切な管理を行ってきた。

また、「甲州市教育職員の多忙化改善計画」を策定し、学校職員の長時間勤務の解消を図るため、これまでに重点取組事項として実施してきたところである。

教師自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことを目的として、山梨県教育委員会（以下「県教委」という。）の「山梨県公立学校働き方取組方針（以下「県取組方針」という。）」に基づき、今後においても、その取組状況を精査し、「県取組指針」に基づき現状に沿った取組を継続するものである。

(2) 甲州市の現状

令和6年度の時間外在校等時間の状況

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	28.1%	2.7%
中学校	56.0%	18.3%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が36.5%と多くなっている。小学校においては、授業準備、中学校においては部活動に対する業務の負担が多くなっており、ICT活用した校務の効率化や質の向上等により、教職員の時間的余裕を創出することが必要である。

以上のことから、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

令和9年度末までに、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を0にする。

令和11年度までに、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

令和11年度までに、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施している学校の

割合を100%にする。

(3) 部活動における教員の負担軽減

平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100%にする。

(4) 一人一人の主体的な取組の推進

自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を100%にする。

(5) 働きがいの向上

仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲感）を感じている教職員の割合を100%にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

I 業務の3分類を踏まえた取組

(1) 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見守りは、学校地域ボランティア事業を積極的に活用し、地域住民、保護者に依頼する。

②児童生徒が補導された時の対応

保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わない。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

市顧問弁護士及び県教委にて制度化しているスクールロイヤー制度を活用し、対応する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

共同学校事務室により、学校事務業務統一を図るとともに、県文書半減プロジェクトによる文書の縮減及びICT端末活用により負担軽減を図る。

②校内清掃

学級担任等は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、民間事業者への業務委託により負担軽減を図る。

③部活動

部活動支援員制度を積極的に活用するとともに、地域展開、地域連携を推進する。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備

教材等の印刷や物品等の準備は、スクール・サポート・スタッフを活用する。

Ⅱ学校における措置の推進

①年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上では年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しや放課後の活動時間（児童生徒の完全下校時間を含む。）を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。

③定時退校日の設定

8年度中に、学校における定時退校日を週1日以上設定するよう推進する。

④デジタル技術の活用

校務支援システム等、デジタル技術の活用で校務DXを推進する。また、必要に応じて研修の機会を設け、教職員のスキルの向上を図る。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

②50人未満の学校を含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

③年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、教育委員会は、8月12日から15の間は学校閉庁日とし、教職員は、集中して休暇取得を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市HPで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における熟議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。